

## 熱海市自殺対策計画策定業務委託仕様書

### 1 業務名

熱海市自殺対策計画策定業務委託

### 2 業務の目的

平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法により、都道府県や市町村に策定が義務づけられた「市町村自殺対策計画」を新たに策定するものである。

### 3 委託期限

平成30年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) 実態調査

本市における、自殺に関する実態把握を目的としてアンケート調査を実施すること。

(ア) 対象者…市内在住の18歳以上の男女 1,000サンプル（回収率40%想定）

(イ) 配布及び回収…郵送配布・郵送回収

＊調査票の発送費・返送費は受託者が負担すること。

(ウ) 個人情報保護の観点から、対象者の抽出は熱海市が行い、宛名シールを受託者に提供すること。

(エ) 調査票の設計支援

・調査項目等を市と協議の上、決定すること。

・受託者は専門的知見に基づき、調査票設計についての助言及び提案を行うこと。また、適切な調査設計を期すため、専門統計調査士または専門社会調査士を業務管理者に配置すること。

(オ) 調査票及び封筒の印刷

・受託者は、調査票及び封筒類の原稿を作成し印刷すること。

(カ) 入力、集計、報告書作成

・受託者は、本市が回収した調査票を市役所に直接受取りに来ること。

・受託者は、回収した調査票の入力を行うこと。

・受託者は、集計及び分析を行い、調査結果を報告書にまとめること。

## (2) 現状と課題の整理・分析

本市における、自殺に関する各種データを整理し、自殺対策における課題を抽出し、国の示す「地域特性政策パッケージ」を選択する。また、本市の事業のうち、自殺対策に関連する事業の抽出、判定を支援すること。

## (3) 骨子案及び素案作成

受託者は市と協議の上、熱海市自殺対策計画の骨子案及び素案を作成する。また、市と協議の上、適宜内容の修正を行う。なお、策定にあたっては、「新たな自殺総合対策大綱」や今後国から提示予定の「作成ガイドライン」を踏まえたものとする。

## (4) 会議支援

受託者は、計画の内容について検討を行う策定委員会の開催・運営の支援を行う。なお、策定委員会の開催は3回を予定している。

(ア) 会議資料の作成

(イ) 会議への出席

(ウ) 会議要録の作成

## (5) パブリックコメント支援

受託者は、パブリックコメントの実施にあたり、市民等からのコメントへの対応に関して、適宜アドバイスすること。

## 5 成果品

(1) 実態調査の報告書電子データ CD-ROM等

(2) 計画書 (A4版・50頁程度・中1色) 200部

(3) 概要版 (A4版・4頁程度・フルカラー) 300部

## 6 その他

(1) 成果品の帰属については、すべて委託者とする。

(2) 本業務の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

(3) 受託者は、自殺対策計画の策定実績を有すること。

(4) 受託者は、静岡県、東京都、神奈川県いずれかに主たる営業所を有し、適正な実施体制を有すること及び委託者の指示に柔軟に対応すること。

(5) 受託者は個人情報の適切な取り扱いを保証(プライバシーマーク)すること。

(6) 受託者は本仕様書に記載する要件を満たすことを証明する書類を委託者に報告するものとする。

(7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項等については、市と協議し、その指示に従うものとする。